

# 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会(第11回)-議事要旨

日時: 平成26年1月24日(火曜日)10時00分~12時00分

場所:経済産業省本館 17階 第1~3共用会議室

出席者

安念委員長、秋池委員、梶川委員、辰巳委員、松村委員、南委員、山内委員

#### オブザーバー

愛知県消費者団体連絡会 楓 代表幹事 日本商工会議所 青山 産業政策第二部副部長 消費者庁 片山 消費生活情報課長

## 説明者

中部電力株式会社 勝野 取締役副社長

主な意見

## 消費者庁チェックポイントについて

- 強調された点は、かなりの部分がこの委員会でもやっている部分。剰余金等については、消費者庁でも取り上げるのであれば、説明をする 必要があるが、いくつかの論点は、中部電力の責任であると同時に、この委員会の責任である。例えば燃料調整制度があるにもかかわら ず、なぜ値上げが必要という点は、中部電力特有の問題ではなく、この委員会も仕組みが分かるように説明する責任がある。
- 調達について、中部電力は努力をしているが、まだ努力が足りないのではないかとの認識。査定の中でもよく見ていきたい。調達に関して、例えば、スマートメーターの調達に関しては、RFPや入札による調達を実施するなどかなりの進展があり、高く評価すべき。ただし、中身については、形だけ入札にしているけれども実質的には随意契約だと疑われかねないようなことがないか、仕様書に書いていない技術要件を後出しじゃんけん的に出して、実質的に応札できる会社を一社に絞り込んでいるように疑わざるを得ないようなことがないか、きちんと精査していく必要がある。入札ということで鵜呑みにしないなど、この委員会でも厳しく見ている点はご理解お願いしたい。
- 消費者庁の話し合いの中で、総括原価方式に対する疑問が出されている。中電の問題ではなく、国のシステムの問題だと思うが、(消費者 庁の話し合いの中で)強調されていた点を補足したい。

#### 公聴会及び国民の声について

- 印象深かった点として、消費税の増税の時期と重なる中、(値上げが)なぜ今なのかと言う意見が強かった。また、剰余金が他の電力会社よりも多いという意見が多かった。他には、浜岡の南海トラフという地域特性を心配していた点があった。料金にどう反映していくかは難しいが、災害対策工事費の意味について考えなければならないと思う。総括原価方式への疑問については、信頼性のある説明を続けたい。事後のチェックを厳正にしていただきたいという意見は共通する部分。また、公共料金は生活のインフラで、基本命題として安くなければならないという意見は考える部分があった。
- 市民にとって、公聴会の場で陳述することはとても勇気がいること。その気持ちを受けとめるべき。共通するのは、納得できる説明をして欲しいという点である。それをきちんと尽くしていくことが、電力にとっても、委員会としても重要な役割だと思う。公聴会をやる意義があると思われるプロセスをとっていかなければならない。また、電気を作っている現場を積極的に市民に見せるべきだという意見があった一方で、電気料金で多額の費用をかけても、行く人が限られているのだから、必要がないという意見があった。どちらももっともだと思う。それをどういう案配で考えていくかが我々に課せられていると思った。
- この委員会のミッションを超える意見もいただいた。例えば総括原価方式については、日本は法治国家である以上、現在のルールを踏み越えることはできないが、ルールを変えることはできるので、今後の制度設計に生かしていきたいと思う。また、我々の情報提供が不十分な点があったと思う。大口と小口でキロワット当たりの単価が違うという指摘があったが、自由化の結果としてこうなったということではなく、昔からこうだった。一方で、制度にも問題がある。大口の契約が安いのであれば、大口で買って分ければ良いのだが、それが許されていない、という意見があったが、一需要地一契約というルールと直結する話である。このルールについて、電気事業は他の公益事業に比べて進んでいるが、考え直す契機になったと思う。

- 総括原価方式については、改革を進めていく一方で、誤解されている部分もあったので、説明をする立場としては、反省をし、説明をしていかなければならないと思う。
- 参考資料1の上位10社の単価は、契約単位で集約しているものか、会社単位で集約しているものか。また、様々な契約を含め、使用量の多い順に並べたものか、それとも夜間多く使う等の特殊の契約がついたものの中での数値なのか。
  - → 上位10社は、会社単位で様々な契約を包含する形で出している。(中部電力)
  - → 需要単位別ではないということか。条件についてはどうか。(安念委員長)
  - → 全て含んだ形で一企業の数値として出している。(中部電力)
- 公聴会の中で、たくさん使っている人達の負担分を規制に押しつけているのではないかという意見があった。上位10社それぞれの使用電力量は出すことはできるのか。
  - → 出すことは可能だが、外に出ないところで出させていただければと思う。個別契約なので、量から個別の企業が想定できてしま
  - う。(中部電力)
  - → 出せる範囲で出していただきたい。 (安念委員長)

#### 電気料金審査専門小委員会等における指摘事項について

- 請負会社の誤請求による過去の配電設備の投資等に関する過払いが4,300万円あり、それを料金原価に盛り込んでいたことを以前報告した。その後配電設備以外の設備も対象に総点検した結果、更に6種類の配電設備の誤請求で、約6年にわたる過払い額が1億2,900万円あったことが判明した。この金額については、今年度に返還を受けるとともに、再発防止を請負会社とともに講じることとした。併せて工事施工の品質や能率向上にも取り組み、調達価格の低下に努めてまいりたい。過去の配電設備投資について修正が必要なため、補正申請の際に、減額させていただきたい。原価への影響は、修繕費で3,700万円、減価償却費600万円等、合計5,000万円程度である。お詫び申し上げたい。(中部電力)
- 劣化更新について、原価算定期間の水準が他の年度よりも高めになるのが気になる。平準化することを考えていただきたい。
  - → この点は当委員会での大きな関心事項。張ってから30年が経って張り替えが必要なのは理解するが、例えばOE電線は、向こう3か年は増えている。引込線については、昔からあった。この手の恒常的に発生する費用で、原価算定期間中にピークが来るのは、ユーザーの負担を減らしてほしい。(安念委員長)
  - → 各年に行う量については極端に原価算定期間に増やしているのではなく、均平化する努力はしている。量的には変動しているかも しれないが、原価に入れているものはやらなければならないもので、繰り延べしたものである。(中部電力)
  - → 工夫された数字と思うが、急に山ができているのは違和感がある。設備の劣化度を見ているということだが、短い周期で取り替えが必要なものもあれば、長く使えるものもある。そこまで考えた上で繰り延べといっているのだと思うが、より精緻に見ていただきたい。経営として非常に苦しい中で抑制することも考えていただきたい。
  - → 資料6スライド9のグラフについては、白い部分が張り替えの対象で、黒い部分が実際に工事を行う部分で、そこを見ればだいたい 均平化しているという理解で良いか。(安念委員長)
  - → しかり。補足するとグレーの部分が、実際に張り替えの必要な部分である。電線が断線をして垂れ下がると、切れたことが分からず、事故になるケースがある。(中部電力)
- 張り替えや劣化は予測されること。そのために積立金や引当金があると思うが、もう少し平均化できる工夫があるのではないか。
  - → かなり均てん化をはかってきた。平成の初期はかなりの件数があったが、一時期かなり減らして、今また増えてきているという状況。毎年平均的に工事して、極端に増えないような配慮をしている。(中部電力)
- 資料6スライド9~11で引込線について、開発が平成21年に終わっているのに、その後台風等で断線が発生とあるが、順番が逆ではないか。なぜ開発が終わった後にすぐ取り替えなかったのか。
  - → これまでは断線の発生確率が高い動力引込線の張り替えを中心に実施してきた。電灯引込線については、その後と言うことで、優先順位を決めてやっていたが、その後台風等で消防や警察から問い合わせを受けたことで、やっていくことにした。(中部電力)
  - → 資料6スライド11の電灯引き込み線の数が少ないのは、動力引き込み線を含んでいないので少ないということか。動力線も電灯線も技術的には同じものを使っているということでよいか。(安念委員長)
  - → しかり。優先順位を考えて動力線を中心に始め、電灯引込線に着手したということである。(中部電力)
- 水力発電について、前回の10年平均から3年平均に変えたとのことだが、理由については、疑問に思っている。
  - → 平成20年の時には、10年でとったが、直近で作業停止が増えているので、このようにした。他の作業停止も増えているのは確か。 (中部電力)
  - → 3年とするか、10年とするかは今後検討しなければならない。(安念委員長)
- 資料6スライド6について、平成20~29年にかけて平均の破線が下がっている理由はなぜか。
  - → 定期点検の期間を平成14年以降見直した。信頼性を下げずに、定常的な抑制を図った。(中部電力)
- (修繕について)安全性というのは大事で、実行行為としてはしっかりして欲しい。しかし、実際の金額が原価よりも少ないことも考え得る。その点効率化を進めた平成16年から18年は、実施された金額が少なく、当初想定されていた金額よりも余剰があったのではないか。その点については、総括原価という特殊性の中で整理をしてもいいと思う。規制料金に付加できる範囲のものと、会長への給与のように、実際に払うものが違うのであれば、平準化することも理論的にとりうるのではないか。
- 水力発電の取り方について、これまで10年でとってきたのであれば、10年とすべき。気候変動論については不信感がある。需給検証委員会で、中部電力の技術系の幹部が、水力は30年データがあると言っていたにも関わらず、今回の申請ではこれまで10年でとっていたものを3年でとるという異常な事を行っている。キロワットとキロワットアワーの違いだと思うが、なぜこういった発言になるのか、不思議に思っている人がいることを認識して欲しい。

- (水力発電の) 修繕費について、過去に大きく減らしたことは高く評価すべき。しかし、平成14年から19年にかけて修繕費が大きく下がったときの届出の時にそれを反映するため、3年としていたのであればわかるが、その際には漫然と10年をとっていたにも関わらず、今回の値上げに当たって、気候の影響から3年とするのは、おかしいと思う。昔の経緯を考えると、今回だけ3年とするのは理屈が合わない。
- 誤請求問題について、新聞記事によると誤請求というよりは、虚偽の請求という論調だった。誤請求と虚偽の請求のどちらに近いのか。後者だったとしたら、悪質度が高いように思われる。誤請求を起こしたのは、資料6スライド8にある、出向者がいる企業か。もしそうであるなら、出向者がいることで経営効率化し、納入価格が下がるという説明の信憑性を著しく下げている事例のように思われる。出向者は、本社に顔が利くことによって、高値で納入することができることで会社に貢献しているが、その貢献分でもまだ給料がまかなえないので、中部電力がその分を出されているという構図のように見える。今回の件は、氷山の一角なのではないかと疑念を持っている。もっときちんとした説明を。
  - → 誤請求と言った中には、誤りもあるが、不正の部分が大部分。使っていない場合は使っていない請求、使った場合は使った請求をもらう契約になっていたため、一部で使っていないのに使った、という実績があった。起こした会社は、資料6スライド8にある企業である。他の会社は使った分を請求するという契約手法になっていた。その会社には、出向者を出すというよりは、トータルの経営管理を行っているが、品質管理に甘いところがあった。(中部電力)
  - → コストダウンになっていないのではないかという指摘についてはどうか。(安念委員長)
  - → トータルの発注コストを考えて、お任せしている部分もあることを考えると、必ずしもそうは思わない。作業手続の確認方法や、 発注の仕方を工夫して、品質管理をしつつ、調達コストを下げられるか研究しているところ。コストアップになるという認識は持って いない。(中部電力)
  - → 不正の額自体が少ないことは承知。しかし、これだけ人を派遣しておきながら、不正すら見抜けないのに、コストの削減に役に立っていると言えるのか。不正請求の額が少ないから良いというのは、回答になってない。
  - → 全社一律に行われたことではなく、ある限られた地域の限られた事業所で行われたことである。品質管理が足りなかった点や、契約の仕方が悪かったのであり、関係会社の意識全体がそうなっているわけではない。たくさんあった契約の内の一部ではあるが、課題と認識している。(中部電力)
- 誤請求問題について、その会社に出資しているのか。どういう処分をしようとしいているのか。普通は契約を打ち切るのではないか。また、契約について問題と聞いたが、他で似たようなことをしていないか。
  - → ミクロの問題として、どういう経緯でどういう処分をしたかという点があり、マクロの問題として、出向がコスト削減になっているかという論点がある。論点として事務局としてまとめたいと思う。(安念委員長)
- 修繕費について、経済学者としては、長く使えるものは長く使えるべきと言いたいが、安定供給を犠牲にしてまで、後ろ倒しにして下さいと言うのは若干の迷いがある。ただ、電力の安定供給を使命とする電力会社が安定供給のために投資が必要だと言い、コストを重視する 我々が、コストを削減すべきとする議論は健全だと感じた。他の問題でもこういう構図が起こることを期待している。
- 水力の10年・3年問題について、理由が直近3年の異常気象と、14年から19年にかけてのオーバーホールの影響と説明があったが、20年申請の時との整合性について納得できるような説明が必要。異常気象を前提に3年間をとることに合理性が見えない。仮に10年だとしても、停止率は上がると思う。その部分で異常気象分が織り込まれるのではないか。
- 電気料金は、昔は逓減型で70年代から80年代に需給逼迫から、逓増型に変更したはず。逓増率を決めるときの方針は、どのように決めたのか。また、もし、メリットオーダーとの関係があるなら教えて欲しい。
  - → 当局で調べていただきたい。当初は需要抑制であったものが、社会政策上の目的に変わったのかもしれない。(安念委員長)
  - → そういう面もあるかもしれないが、コストの面に関する議論もあったかもしれない。
- 誤請求として説明があったことは、消費者サイドから言うと、誤請求ではない。競争発注比率が現状10%で、目標が35%。しかし、この 競争発注も、一般競争入札ではなく、指名入札である。競争原理が働いていない中で、竣工検査をやるのが普通である。その中で見つけ出 せるものでないか。また、今回の件を聞くと、増え続けている浜岡原発の安全対策の費用もそうなのではないかという気持ちが起きてく る。
- 出向者を出している企業への出資比率を聞いたのは、価格でガバナンスしているのか、経営管理として直接ガバナンスしているのかという意味で聞いていた。今回の会社が後者だとすれば、誤請求の問題は深刻な問題である。
- 配電の修繕費について、スマートメーター導入によって検針費が減ると理解しているが、あまり減っているように見えない。スマートメーター導入によるコスト削減と今回の(申請原価との)関係を教えていただきたい。
  - → トータルのコストは減っているので、次回にお示ししたい。(中部電力)
- スライド12, 13には「経営効率化の反映前」と書いてあるが、社内的には効率化をしてきたという説明との関係はどうなっているのか。
  → 水準を横並びで見るために、反映前の数字を置いたもので、原価ではない。(中部電力)
- 3段階料金については、全体としての収入と全体のコストが合っているか、自由化部門と規制部門にきちんと分配されているかは見るが、それを3段階にどう配分するかは、事業者が決めることだと理解している。政府の方針によって細かく決まっている印象を与え、電力会社がまったく決めることができないと誤認されると困る。査定した結果、全体が下がることはあるが、どう配分するかは査定していない。電力会社の裁量の範囲を犯すような形で査定はしていなかったし、査定すべきでないと思う。
  - → 70年代の後半くらいに、電力会社の規模の経済が出つくして、費用対効果が上がっていくという説明がされた。それに基づいて逓増料金になったのかということを確かめたいということだ。
  - → 段差をどうするかについては、ユーザー間の公平をはかるという、電事法の一般条項に反しない限りでは、電力会社の裁量であると理解。(安念委員長)
- 水力の3年説10年説は、3年や10年が正しいのではなく、コンシステンシーの問題であることは補足しておきたい。

## 電気料金審査専門小委員会の開催状況

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備室

電話:03-3501-1748 FAX:03-3580-8485

最終更新日:2014年2月4日